

7月23日(火)、当委員会は、(公財)全日本柔道連盟に対する勧告と同時に、全ての公益法人に自己規律の確保を改めて呼びかける声明を発表しました。

勧告の内容はこちらに掲載しています

→[公益法人information](#) > [内閣府からの重要なお知らせ \(H25/7/23\)](#)

公益法人が国民の信頼を得て活動するためには、各法人の実情に応じ、外部人材の登用など運営に外部の視点を反映させる仕組みの構築が必要であり、傘下の法人の自己規律の確保を促すために統括団体・全国団体の役割は大きいと考えています。

各公益法人におかれては、以下の声明の内容を踏まえ、ガバナンスの改善を図るために積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

公益法人の自己規律について

公益法人は、民による公益の増進の担い手として、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在であり、国民からの信頼なくして成り立ちません。法人の運営を適正に行うことは、それぞれの法人だけの問題ではなく、公益法人制度に対する信頼性を確保するためにも大変重要なことです。

当委員会は、本年2月8日に発表した「所見」において、「公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、同時に、法人内部にとどまらず、外部の様々な関係者とも十分なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められて」いる旨を述べました。大変残念ながら、その後新たに明らかになった公益法人の不祥事案や、当該事案に対する法人の対処状況等に接していく中、上の所見で述べたことの重要性について、改めて痛感せざるを得ません。

当委員会では、本年6月から、公益法人の自律と活性化に向けて関係団体及び有識者からのヒアリング・意見交換を行っていますが、その中でも、公益法人のガバナンスの確立に関し、団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、「これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある」旨の御意見がありました。

公益法人はいずれも国民からの信頼を得て初めて成り立つ存在であり、法人の規模や構成員、事業内容、置かれている環境は様々ですが、外部の声に耳を傾け、これを踏まえて適正な運営を行っていかねばならないことに例外はありません。各法人の実情に応じた創意工夫により、その運営に外部の視点を反映させる仕組みを構築することが望まれます。

とりわけ不祥事案が発生した法人や、業務の性質上不祥事案の発生の高リスクの法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、評議員会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要です。

理事会、監事、評議員会又は社員総会という法人の各機関が、法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人として自己規律をしていくことは、公益法人としての運営の基本原則です。もとより、公益法人の運営が公益認定法や一般法人法のルールに抵触するような事態が生じれば、当委員会として、法に基づいた措置を講じることになりますが、それ以前の段階で、各法人が主体的に自己規律を確保していくことが重要です。その意味では、当該分野の統括団体や全国団体等が、傘下の加盟団体・法人の自覚を促しガバナンスの改善を図っていくことについて果たす役割は大きいと考えています。

公益認定法の運用に当たる当委員会としては、各公益法人における積極的な取組及び統括団体等の努力を通じ、各法人の自己規律の能力が向上すること、また、それにより公益法人制度に対する国民の信頼が確保されることを、切に望みます。